

◆料金表（令和5年度現在）

別紙

○西伯カントリーパーク（※休園期間…毎週月曜日、12月～3月）

施設利用可能時間：＜ 4月～ 9月…午前6時～午後10時＞

＜10月～11月…午前7時～午後10時＞

施設名	使用料			照明料
	午前	午後	夜間	
野球場				
一般	3,450円	5,750円	4,600円	11,000円/時間
練習の場合	1時間につき1,150円			
本部席	100円/時間		150円/時間	
放送設備	80円/時間		100円/時間	
スコアボード及び 操作盤	120円/時間		180円/時間	
審判員室	100円/時間		120円/時間	
休憩室	100円/時間		120円/時間	
冷暖房設備	150円/時間			
ピッチングマシン	550円/時間			
庭球場	310円			620円

施設名	使用料	
	町民	町民外
ゲートボール場	無料	100円
多目的広場	無料	310円
ラジコン広場	無料	100円

○南部町民野球場

施設利用可能時間：＜午前8時～日没まで＞

	使用料
一般、練習ともに料金は変わりません	1,040円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間として計算する。
- 2 準備又は後片付けに利用する時間は、利用時間に含める。
- 3 営利を目的とする宣伝販売、興行等の利用者の使用料及び照明料は、規定料金の2倍とする。
- 4 午前とは、施設の使用時刻から正午までをいう。
- 5 午後とは、正午から午後5時までをいう。
- 6 夜間とは、午後5時から施設の使用時間の終了時刻までをいう。